

つちはし事務所通信

11

November 2019



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2019年11月1日

トビの目 資格取得届等をワンストップ化 労働・社会保険の手続き簡素化へ

改正健保則等の公布により、令和2年1月1日から労働・社会保険関係の手続きが簡素化されます。たとえば、現行の資格得喪関連届出は、雇用保険がハローワーク、社会保険が年金事務所（日本年金機構）等と異なります。

改正後は、協会けんぽの被保険者に限り、社会保険の届出を所轄労基署（取得時のみ）・ハローワーク（得喪どちらも可）経由で提出することも可能になります。

一方、雇用保険の届出を年金事務所（得喪どちらも可）・所轄労基署（取得時のみ）経由とする選択もできます。



令和2年1月からハローワークのサービスが充実 求人者マイページの運用を開始



厚生労働省から、「令和2年（2020年）1月6日からハローワークのサービスが充実します！」という案内がありました。

同日からハローワークのシステムとインターネットサービスが新しくなるということです。企業が目線から、そのポイントを紹介します。



<ポイント①> 新サービス「求人者マイページ」で、会社のパソコンから求人の申し込みができます。

●ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると会社のパソコンから次のサービスを利用いただけます。

- ◆求人申込み
- ◆申し込んだ求人内容の変更、求人の募集停止、事業所情報の変更など
- ◆求職情報検索
- ◆事業所の外観、職場風景、取扱商品などの画像情報の登録・公開
- ◆ハローワークから紹介した求職者の紹介状の確認、選考結果を登録
- ◆メッセージ機能（ハローワークから紹介した求職者とのやりとり）

<ポイント②> 新しい求人票で、より詳細な情報を求職者に提供できるようになります。

●求人票の様式が変わり、掲載する情報量が増え、求職者に対して求人情報をより詳細に伝えることができるようになります。

●ハローワークインターネットサービスとハローワーク内のパソコン（検索・登録用端末）が一本化され、求人情報の内容や検索方法が同じになります。



★「求人者マイページ」の開設手順、新しい求人票の様式など、気軽にお尋ねください。詳細を説明させていただきます。なお、実際に求人票を作成する場合は、専門的な知識が必要となることもあります。ご不明な点等ございましたら、つちはし事務所までご連絡くださいませ。

トピックス 長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導約7割で法令違反(平成30年)

厚生労働省は、平成30年度(2018年度)に長時間労働が疑われる29,097事業場に対して実施した労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめ、公表しました。監督実施事業場のうち20,244事業場(69.6%)で、労働基準法などの法令違反が認められました。主な違反内容は、次のとおりです。

- ① 違法な時間外労働があったもの：11,766事業場(全体の40.4%)
- ② 賃金不払残業があったもの：1,874事業場(全体の6.4%)
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：3,510事業場(全体の12.1%)など



なお、この公表に当たって、監督指導事例も紹介されています。事例のなかには、次のようなものがありました。

事例 (その他の事業)	各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場に対し、立入調査を実施。
立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応	
<p>1 労働者8名について、36協定で定めた上限時間(特別条項:月100時間)を超える違法な時間外・休日労働(最長:月170時間)を行わせていたことが判明した。また、一部の労働者においてほぼ毎月100時間を超える時間外労働が認められ、36協定の特別条項で定めた限度時間を超えることのできる回数(年6回)を上回る時間外労働を行わせていたことが判明した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【労働基準監督署の対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 36協定で定めた上限時間を超えて時間外労働を行わせたこと及び限度時間を超えることのできる回数を超えて時間外労働を行わせたこと(労働基準法第32条違反)について是正勧告 ② 時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的な方策を検討・実施するよう指導 </div>	
<p>2 健康診断において異常の所見があった者の健康保持のために必要な措置について、医師の意見を聴いていなかったことが判明した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【労働基準監督署の対応】 健康診断において異常の所見があった者に係る医師の意見聴取を行っていなかったこと(労働安全衛生法第66条の4違反)について是正勧告</p> </div>	

★ 労働基準法や労働安全衛生法等の労働基準関係法令は、必ず遵守する必要があり、11月は過労死等防止啓発月間で過重労働解消キャンペーンが実施されます。遵守すべきルールには、どのようなものがあるかなど、ご不明な点がございましたら、気軽にお声掛けください。

あとがき◆つちはし事務所より

☆即位礼正殿の儀もつつがなく行われ、令和の時代の始まりが世界に向けて発信されました。その裏で新しい時代の流れは、行政の手続きでも着々と進んでいます。今月お知らせした、労働・社会保険の手続き簡素化やハローワークの求人者マイページの運用だけでなく、10月中旬以降、社会保険の公文書が事業所単位から個人単位へと形式が大きく変わっています。これに伴い、つちはし事務所でも、社会保険・労働保険の公文書(控え書類)を「Cellsドライブ」(クラウド)にてお客様と共有管理できるサービスを開始しました。これにより、お客様自身で公文書を保管するご負担を軽減し、かつ必要なときにいつでも公文書の確認が可能となります。安全性と利便性を高めるツールですので、ぜひご利用をお願いいたします。

☆ラグビーワールドカップでは日本中が大いに盛り上がりました。大きな選手から小さな選手まで様々な個性を生かして戦うラグビーは、組織作りの上でも大いに参考になるスポーツとしても注目されました。長時間労働の規制が、いよいよ中小企業も来年4月から施行されます。職場に長時間労働が常態化している人がいる場合は、チームの力でそれを是正できないか。「一人はみんなのために、みんなは一人のために」の精神で、健康を害する長時間労働の是正に向け力を合わせてトライ!です。

